

# 「交通死亡事故多発警報」の発令について

(一社) 愛媛県交通安全協会

1 発令概要	1月15日から1月21日までの7日間に、県内で4件の交通死亡事故が発生したため、警察本部長から「交通死亡事故多発警報」(注参照)が発令されました。 県民の皆様は、下記の注意事項に留意して交通事故の防止に努めてください。			
	発令日	平成30年1月22日(月)		
	対策期間	平成30年1月22日(月)から1月24日(水)までの3日間		
2 発令区域	県下全域			
3 交通死亡事故の発生状況	○ 発生状況(平成30年1月15日～1月21日)			
	No.	発生日時・場所	道路・事故類型	備考
	1	1/15(月)6時51分頃 東温市下林	・県道 ・軽四乗用×歩行者	歩行者 86歳 女性 死亡
	2	1/15(月)6時56分頃 西条市北条	・臨港道路 ・普通乗用×普通二輪	普通二輪 19歳 男性 死亡
	3	1/18(木)19時32分頃 宇和島市丸之内1丁目	・国道 ・軽四貨物×歩行者	歩行者 64歳 女性 死亡
4	1/21(日)18時54分頃 今治市小泉4丁目	・国道 ・軽四乗用×歩行者	歩行者 85歳 女性 死亡	
4 その他	○ 「交通死亡事故多発警報」の発令は、本年1回目			

## 注意事項

### ● 加害者とならないために

- ◇ 寒波の襲来により、平野部でも積雪が予想されています。天気情報に注意し、不要不急の運転は控え、運転時には冬用タイヤを装着する等、天候に応じた事故防止対策をとりましょう。
- ◇ 交差点や横断歩道の手前では、歩行者や自転車がないか確認するため、減速しましょう。
- ◇ 横断歩道以外でも、横断しようとする歩行者や自転車がないか注意し、ゆずりあいの精神で、特に、高齢の方や子供さんに優しい運転を心がけましょう。

### ● 被害者とならないために

- ◇ 反射材は常に身につけ、早朝や夕暮れ時以降の外出時はできる限り明るく目立つ服装を着用しましょう。
- ◇ 道路を横断するときは、遠回りでも横断歩道や自転車横断帯を渡りましょう。踏切も道路も横断を始める時には、まず止まり、右左をしっかりと確認してから横断し、横断途中、左から進行してくる車両の安全確認も確実にいきましょう。

(注)「交通死亡事故多発警報」等とは？

県内において交通死亡事故が連続的かつ、集中的に発生した場合において、発生状況に応じて段階的に「①注意報」(発令者 県警交通部長)、「②警報」(発令者 県警本部長)又は「③緊急事態宣言」(発令者 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長 愛媛県知事)が発令され、県民の交通安全意識を注意喚起し、早期に交通死亡事故多発傾向の抑止を図るものです。

① 交通死亡事故多発注意報

- 7日以内に3件以上の死亡事故が発生したとき、県警交通部長から発令されます。
- 指定地域で、指定日において、主として広報啓発活動を推進します。

② 交通死亡事故多発警報

- 9日以内に4件以上の死亡事故が発生したとき、県警本部長から発令されます。
- 指定地域で、指定日における広報啓発活動を推進します。警察では交通取締りが強化されます。

③ 交通死亡事故多発緊急事態宣言

- 10日以内に5件以上の死亡事故が発生したとき、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長 (愛媛県知事)から発令されます。
- 発令日から10日間、県内全域で関係機関団体と協働した抑止対策を推進します。

